

IFRS 導入による小売業界への影響
～人事・労務への影響 第2回～
應和監査法人 IFRS 担当パートナー：澤田 昌輝

1. はじめに

第1回でIFRSにおける人事・労務に関する影響の概要について解説しました。

第2回では、第1回で解説したとおり、欧州の先事例において特に企業の利益に大きな影響があった「退職給付」についてケーススタディや開示例を交えて解説します。

なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の私見であり、文中では一部IFRSの直訳ではなく、日本基準で使われている用語を使用していることをお断りします。

また、第1回の執筆直後の2011年6月16日に、IFRSにおいて退職給付を規定しているIAS第19号が改訂されました。改訂第19号は、原則として2013年1月1日以降開始する会計年度から適用されることとなりますが、早期適用が認められています。本稿においては、改訂第19号の内容についても解説していきます。

2. 退職給付（引当金）とは

退職給付引当金とは、将来予測される従業員に対する退職給付費用（退職一時金及び確定給付型企业年金）を、その支払い原因が発生した期に費用認識した結果、発生する負債（引当金）です。

この退職給付引当金は昨年1月に日本航空が会社更生法を申請した前後に特に注目されました。それは、退職給付引当金の未認識部分を加味していたならば、日本航空は2009年3月期に既に債務超過状態になっていたからです。

退職給付は勤続に対する従業員への慰労の性格を有し、給料の後払いと考えることができます。それゆえ、従業員が勤務した期に、将来発生する費用を見積り計算し、引当金として計上します。また、引当金の未認識部分というのは、当初の見積り計算

後、年月が経過していく中で、見積り計算の際に使用する様々な計算根拠（退職給付制度を含む）が変化した結果、発生するものです。

引当金が見積り計算である以上、未認識部分が発生するのは必然であり、現在の日本の会計基準では、将来の一定の期間にわたって費用化し、引当金として徐々に計上する「遅延認識」と呼ばれる方法が認められています。

日本航空が破綻した際に、未認識部分を加味すれば、実質債務超過であったという考えは、IFRSによるところも一因と言えます。それは、改訂前及び改訂後ともにIAS第19号では、未認識部分について遅延認識ではなく発生時に認識するというルールが規定されているからです。特に改訂IAS第19号においては、遅延認識が原則として認められず、発生時に全額をその他の包括利益を通じて純資産の部に計上することになることから、退職給付引当金を網羅的に計上することになり、多くの企業で純資産が減少し、場合によっては日本航空のように一気に債務超過になる可能性もあります。退職給付制度は従業員のモチベーションを上げるために、経営上、重要な制度と言えますが、その制度設計を誤ってしまうと、本業と関係のないところで、純資産が大きく毀損する危険性があり、退職給付制度が経営に与える影響は大きいと言えます。

3. IAS第19号改訂の内容について

主な改訂内容は(1)退職給付引当金の未認識部分にかかる遅延認識の廃止、(2)表示区分の見直し、及び(3)開示内容の拡充の3点です。

(1) 退職給付引当金の未認識部分にかかる遅延認識の廃止

当該未認識部分には「数理計算上の差異（後述参照）」と「過去勤務債務（後述参照）」があり、IAS

第19号の改訂によって、これらの未認識部分については原則として発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識することになります。改訂前と改訂後の比較は【図表1】のとおりですが、改訂前は回廊アプローチによる遅延認識等も選択適用することができましたが、今回の改訂により、原則として発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識することになります（【図表1】参照）。

【図表1】

償却方法	改訂前	改訂後
数理計算上の差異	3つの方法があり、 選択適用 ①損益計算書を通じて平均残存勤務期間に基づき遅延認識する方法 ②損益計算書を通じて発生時に全額費用化する方法 ③その他の包括利益で発生時に全額認識する方法	発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識
過去勤務債務	・（権利確定部分）： 発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識 ・（その他）：権利確定までの平均期間にわたり償却し、費用化	発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識

（2）表示区分の見直し

改訂前は退職給付費用の表示区分について、さまざまな方法が認められていて、財務諸表利用者にとって企業間比較を行うことが困難であったと言われていましたが、今回の改訂で表示区分を【図表2】のとおり規定しています。

【図表2】

（改訂後）

費用の内訳	表示
勤務費用	純損益 (営業費用)
利息の純額※1	純損益 (財務費用又は営業費用)
再測定※2	その他の包括利益

※1 利息の純額とは、退職給付債務から年金資産を控除した積立状況に割引率を乗じた額をいいます。基本的に積立不足に対する支払金利を示し、積立不足が大きい事業主ほど利息の純額は大きくなります。

※2 再測定とは、勤務費用、利息の純額以外の退職給付引当金の変動をいいます。

（3）開示内容の拡充

改訂前は退職給付制度が財務諸表に対してどのような影響を及ぼすかを理解するための情報が提供されていない等の問題点がありましたが、今回の改訂で感応度分析（分析したいアウトプットをいくつかの変数（パラメータ）に分解し、その変数が変動したとき、アウトプットにどの程度の影響を与えるかを調べる手法）が追加されるといった開示内容の拡充が行われています。

改訂内容のうち、（1）と（2）は既にIFRSを適用している企業であっても、当該改訂によりその財政状態、経営成績に影響を与える可能性があり、グローバルで見ても企業に影響のある改訂と言えます。

4. 改訂後 IAS 第 19 号と日本基準の主要な差異

改訂後 IAS 第 19 号と日本基準の差異はいくつかありますが、差異が大きいとされる（1）数理計算上の差異、（2）過去勤務債務、及び（3）開示項目の3項目について解説します。

（1）数理計算上の差異

確定給付型の年金制度を採用している企業において、通常、将来の退職給付債務の見込額や年金資産の公正価値（≒時価）を、予測計算（保険数理計算）によって見積った上で、当該見積額に基づき退

職給付引当金を計上しています。当該予測計算は、年金資産の運用利回り、退職率、及び死亡率等について一定の予測値を用いて行われるため、当然ながら実際の運用利回り等に基づいて計算した結果とは差額が生じます。

この差額を「数理計算上の差異」と言い、「数理計算上の差異」の取り扱いについては、IFRS と日本基準との間で大きく違いがあります。（【図表 A】参照）

IFRS（改訂後 IAS 第 19 号）では、前述のとおり発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識します。

他方、日本基準では、数理計算上の差異を平均残存勤務期間内の一定の年数にて償却・費用化し、少しずつ退職給付引当金として認識します。

ただし、IFRS においては、純損益ではなくその他の包括利益に計上されるため、違いによる影響は純資産及びその他の包括利益に出てくることとなります。そのため、純資産や包括利益も重要な経営指標の 1 つであることから、格付けや融資枠等への影響も考えられます。

【図表 A】

	IFRS	日本基準
数理計算上の差異の償却方法	発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識	平均残存勤務期間内の一定の年数にて償却し、費用化

（2）過去勤務債務

従業員退職給付制度の新たな導入又は改訂により、退職給付引当金の現在価値に変動が生じることがあります。このような過去勤務債務の取り扱いについても、IFRS と日本基準との間で大きく違いがあります。（【図 B】参照）

IFRS では過去勤務債務について、発生時に全額をその他包括利益に計上し、退職給付引当金として認識しますが、他方、日本基準では、過去勤務債務は原則として各期の発生額を平均残存期間内の一定年数で按分した額を費用化し、少しずつ退職給付引当金として認識します（退職従業員に係る過去勤務

債務は、他の過去勤務債務と区分して発生時に全額を費用処理することができます）。

その影響については、「（1）数理計算上の差異」と同じようなことが考えられます。

【図表 B】

	IFRS	日本基準
過去勤務債務の償却方法	発生時に全額をその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識	平均残存勤務期間内の一定の年数にて償却し、費用化（但し、発生時全額費用処理可能）

（3）開示項目

わが国の会計基準で求められている開示内容と IFRS で求められている開示内容を比較すると、IFRS で求められている開示内容の方が細かくその量は多いと考えられます。

具体的には IFRS では確定給付制度の内容や制度変更の財務上の影響といった情報を財務諸表利用者が評価できるように開示することが企業に求められており、次のような開示が要求されています。

（IFRS おける開示内容）

①	確定給付制度の性質及び関連するリスクの説明
②	確定給付制度から生じる財務諸表上の金額の識別及び説明（これには、退職給付に係る負債（または資産）の純額の期首残高から期末残高への調整表等が含まれる）
③	確定給付制度が、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響するかについての記述（これには重要な数理計算上の仮定の変更が、退職給付債務にどのように影響するかの感応度分析等が含まれる）

他方、日本基準では、以下の事項が注記として求められていますが（退職給付会計基準六）、IFRS と比較してしまうと簡素な内容です。

（日本基準における開示内容）

① 企業の採用する退職給付制度

② 退職給付債務等の内容

- ・ 退職給付債務及びその内訳（退職給付債務、年金資産、前払年金費用、退職給付引当金、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、その他）
- ・ 退職給付費用の内訳（勤務費用、利息費用、期待運用収益等）
- ・ 退職給付債務等の計算基礎（割引率、期待運用収益率、数理計算上の差異の処理年数等）

基準では一定年数（平均残存勤務期間内の一定の年数）で償却し費用化することにより、長期に平準化して認識する会計処理が行われています。

他方、IFRS（改訂 IAS 第 19 号）では、この「数理計算上の差異」13 億円をすべて発生した会計期間（×2 期）にその他の包括利益に計上し、退職給付引当金として認識します。

（2）開示例

※下記開示例は、テルストラ・コーポレーション・リミテッド（オーストラリア）が日本において提出した 2006 年有価証券報告書から一部抜粋しています。

（7）退職給付会計

オーストラリアでは、保険数理差損益の会計処理について、直接損益計算書に計上する方法、「回廊アプローチ」、つまり確定給付債務の現在価値の 10%もしくは前期末制度資産の公正価値の 10%のどちらか大きい方を超過した額について従業員の平均期待残存勤務期間にわたって償却され損益計算書に計上する方法、もしくは直接利益剰余金に計上する方法が認められている。テルストラ社は、直接利益剰余金に計上する方法を適用している。日本では、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。

5. ケーススタディ・開示例

ここでは、「数理計算上の差異」についてケーススタディ及び開示例を解説します。

なお、下記開示例はオーストラリアの企業のため、A-IFRS に基づいた開示例ですが、A-IFRS は IFRS と近似しており、改訂後 IAS 第 19 号においても参考になると考えられるため、開示例として見ていきたいと思えます。

（1）ケーススタディ （設例）

- ・ ×1 年 4 月 1 日時点の期首年金資産：100 億円
- ・ 予想運用利回り：3%
- ・ ×2 年 3 月 31 日の年金資産（実績）：90 億円

（解説）

×2 年 3 月期期首時点の年金資産の時価総額が 100 億円であり、会計処理上は年金資産全体として 3%の運用利回りを見込んでいたため、×2 年 3 月期期末時点の年金資産の予測額は 103 億円（=100×予想運用利回り 3%）となります。しかし、実際には運用損失が発生したため、年金資産は 90 億円に減少しました。この場合、予測 103 億円と実際の 90 億円の差額 13 億円が「数理計算上の差異」となります。

この「数理計算上の差異」13 億円について、日本

6. 簡便法について

日本基準では、原則的な処理を行うことの事務負担、見積りの信頼性及び退職給付の重要性を勘案し、小規模企業等（原則として従業員数およそ 300 人未満）では、簡便法により計算した退職給付債務を用いて、退職給付引当金を計算することができます。親会社が原則的な会計処理をしている場合であっても、簡便法を適用した子会社の計算結果をそのまま連結財務諸表に取り込むことも可能です。

一方、IFRS では、日本基準における簡便法について規定しているものではありませんが、IAS 第 19 号に従って計算した場合と計算結果が近似している場合には、簡便的な方法も認められると考えられます

(IAS 第1号第7項)。そのため、日本基準における簡便法を IFRS 移行日後も継続して適用するためには、その計算結果が原則的な方法による計算結果と近似していることを確認する等、一般的な重要性の概念により、日本基準における簡便法を IFRS 移行日後も継続して適用したとしても、財務諸表利用者による経済的意思決定を誤らせないと判断されれば、日本基準における簡便法の継続適用も認められると考えられます。

クライアントの監査等を数十社担当しており、監査法人内でもそのノウハウが蓄積されている。

また、2010年1月より IFRS 準備室を立ち上げ、大手監査法人でのノウハウを基に、協力関係にある海外会計事務所及び日本公認会計士協会と連携をとりながら、事例分析やクライアント向け IFRS 導入影響度調査及び IFRS 関連セミナーを随時実施している。

<IFRS に関するご質問・お問い合わせ先について>

住所：東京都千代田区九段南 4-8-13 自動車会館ビル (IFRS 準備室)

TEL:03-3222-6025 HP: <http://www.ohwa-audit.co.jp>

7. おわりに

2011年6月21日の自見金融担当大臣の会見において IFRS の適用時期について以下の見解が表明されました。

金融担当大臣 会見骨子 (金融庁 Website 抜粋)

- ・仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行う。
- ・2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする。
- ・少なくとも一部で喧伝されている2015年3月期のIFRSの強制適用については考えていない。

この会見を受けて、IFRS 導入へ向けての取り組みを一時的に中断し、様子をみている企業も多いのではないのでしょうか。

しかし、時期は遅くなるものの、「IFRS を完全適用 (丸飲み: アドプション)」するか、それとも「これまでの方針を変更して日本基準をさらに IFRS に近づけ (コンバージェンス)、両者間の実質的な差異を無くす」かのいずれかで会計基準の共通化が図られる方向は変わらず、IFRS に対する取り組み自体が不要になるわけではないと考えます。

第3回では、引き続き IFRS 導入により人事・労務へ与える影響として、新しく登場する「有給休暇引当金」の詳細 (①内容、②ケーススタディ、③開示例) や人事・労務面から見る留意点等を解説していきます。

< 應和監査法人 >

大手監査法人にて豊富な経験を持つパートナーとスタッフのもと、メーカー、小売業、金融及びレジャー・エンターテインメント等のクラ